

「貸付事業向けの総合的な監督指針」新旧対照表

改正後	現行
<p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。特に、貸付事業は、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取り組みを強化することが不可欠である。</p> <p>このような状況の中で、本監督指針は、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について体系的に整備するとともに、特に、組合の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて記載することとした。</p> <p>なお、本監督指針に記載されている監督上の評価項目については、組合の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の組合に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、組合の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p>厚生労働省は本監督指針に基づき管轄組合の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政が参考とされる。</p>	<p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。特に、貸付事業は、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取り組みを強化することが不可欠である。</p> <p>このような状況の中で、本監督指針は、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について体系的に整備するとともに、特に、組合の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて記載することとした。</p> <p>なお、本監督指針に記載されている監督上の評価項目については、組合の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の組合に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、組合の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p>本省及び各地方厚生局は本監督指針に基づき管轄組合の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。</p>